

公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団広告掲載取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団（以下「事業団」という。）の広告掲載の取扱いを定め、併せて事業団の自主財源を確保することにより、市民サービスの向上を図るとともに、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業団が定例的に発行する広報紙（以下「月刊情報誌」という。）
- (2) 事業団がインターネットに情報発信する公式ホームページ（以下「事業団ホームページ」という。）
- (3) 事業団で使用する封筒（以下「封筒」という。）
- (4) その他公益財団法人結城市文化・スポーツ振興事業団理事長（以下「理事長」という。）が広告媒体として認めるもの

(掲載広告の要件)

第3条 掲載できる広告は、次に掲げる全ての要件を備えたものでなければならない。

- (1) 広告媒体の公共性及び品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 市内及び周辺地域の産業の発展に資するものであること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当しないものであること。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人的宣伝に係るものでないこと。
- (5) 公の秩序及び善良な風俗に反しないものであること。
- (6) その他公益上特に支障がないと認められるものであること。

(広告の位置、規格及び掲載料)

第4条 広告の位置、規格及び掲載料は、別表に掲げるとおりとする。

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、原則として1年間とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 封筒への広告の掲載期間は、当該広告掲載封筒の使用が完了するときまでとする。

(申込者の資格)

第6条 広告を掲載することができる者（以下「申込者」という。）は、市内又は近隣市町に住所又は事業所を有する者とする。ただし、理事長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(掲載の申込み)

第7条 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号）に、月刊情報誌にあつては掲載しようとする原稿を添えて発行日の1月前までに、事業団ホームページにあつては掲載しようとする色彩のあるデザイン画を添えて掲載しようとする日の1月前までに、封筒にあつては掲載しようとする原稿を添えて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込書の提出を受けたときは、速やかに掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書（様式第2号）又は広告非掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 理事長は、第1項の申込みが広告の募集件数を上回ったときは、申込み順により決定するものとする。

（広告掲載料の納入）

第8条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、理事長が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに、理事長の指定する方法で、広告掲載料を納入しなければならない。

（広告の作成及び経費の負担等）

第9条 月刊情報誌及び封筒は、事業団において作成し、事業団が経費を負担するものとする。

2 事業団ホームページ広告の作成は、広告主において作成し、その経費は全て広告主が負担するものとする。

3 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（免責）

第10条 第12条の規定による広告掲載の取消し又は災害等の不可抗力による事業団の責めによらない原因によって広告主が受けた損害については、事業団は、その賠償責任を負わないものとする。

2 事業団ホームページのバナー広告掲載は、停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネットインフラその他サーバー等のシステム上の不具合、緊急メンテナンスの発生などの原因により広告掲載の全部又は一部を履行できなかった場合、事業団はその責めを問われないものとし、当該履行については、当該原因の影響とみなされる範囲まで義務を免除されるものとする。ただし、事業団の故意又は重過失による場合は、この限りでない。この場合において、事業団が掲載を行わなかった部分については、広告主の支払義務も生じないものとする。

（広告掲載料の返還）

第11条 納入済の広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めによらない理由によって広告の掲載ができなかったときは、この限りでない。

（広告掲載の取消し）

第12条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該広告の掲載を取り消すことができる。

（1）第3条の掲載広告の要件に反することが判明したとき。

（2）指定期日までに広告掲載料の納入がなかったとき。

（3）その他広告掲載が適切でないと理事長が認めるとき。

（委任）

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要項は、平成25年12月18日から施行する。

別表（第4条関係）

広告の位置，規格及び掲載料

種 類	位置・場所	規 格	回数・期間	掲 載 料
月 刊 情 報 誌	下面（表紙及び最終面を除く。）	1 枠 (40mm×57mm)	6回隔月又は連続	30,000円
			12回連続	60,000円
		2枠横型 (40mm×120mm)	6回隔月又は連続	60,000円
			12回連続	120,000円
		2枠縦型 (87mm×57mm)	6回隔月又は連続	60,000円
			12回連続	120,000円
事業 団 ホ ー ム ペ ー ジ	位 置	広告の掲載位置は，事業団管理施設のホームページのトップ画面で，当該施設の所管課の指定する位置とする。 表示方法はバナー広告とし，規格等は次のとおりとする。		
	規 格（1 枠）	縦60ピクセル，横170ピクセル，20KB 以内，GIF形式	1箇月	3,000円
			3箇月連続	8,000円
	制 限	高速振動，高速点灯イメージ，アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。	6箇月連続	15,000円
12箇月連続			30,000円	
封 筒	裏面に印刷	30mm×85mm以内	10,000枚×@1.2円／枚 12,000円	

様式第1号（第7条第1項関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

（公財）結城市文化・スポーツ振興事業団
理事長 様

住 所
社 名
氏 名
電話番号
FAX 番号

印

下記のとおり広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

記

1 月刊情報誌

規 格	掲 載 希 望 号	掲載希望回数
枠 型	年 月号～ 年 月号	回 隔月・連続

2 事業団ホームページ

掲 載 期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 月間）
リンク先（URL）	
バナー広告申込媒体	

※申込媒体は、CD等による。

3 封 筒（申込みするを○で囲んでください。）

封 筒	枚数は10,000枚とする。	申込みする
-----	----------------	-------

広告掲載決定通知書

年 月 日

様

（公財）結城市文化・スポーツ振興事業団
理事長 印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記の条件を付して掲載することに決定したので通知します。

記

- 1 月刊情報誌
掲 載 号 年 月号から 年 月号まで（ 回）
- 2 事業団ホームページ
掲載期間 年 月 日から 年 月 日まで（ 月間）
- 3 封 筒 枚
- 4 広告掲載料 円
- 5 条 件
 - （1） 広告掲載料は、納入通知書を発した日から 14 日以内に事業団が指定する金融機関に納入すること。
 - （2） 次のいずれかに該当するときは、この決定通知を変更し、又は解除することができる。
 - ア 月刊情報誌及び事業団ホームページの発行上重要な変更が生じたとき。
 - イ 月刊情報誌及び事業団ホームページの編集上重要な支障が生じたとき。
 - ウ 広告掲載予定封筒の発行上重要な変更が生じたとき。

広告非掲載決定通知書

年 月 日

様

（公財）結城市文化・スポーツ振興事業団
理事長 印

年 月 日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記の理由により掲載できないことに決定したので通知します。

記

- 1 申込広告の内容

- 2 非掲載の理由